

軌道法に規定する国土交通大臣の権限に属する事務で都道府県が処理するもの等を定める政令等の一部を改正する政令案要綱

第一 軌道法に規定する国土交通大臣の権限に属する事務で都道府県が処理するもの等を定める政令の一部

改正

一 この政令により都道府県知事が処理することとされている事務のうち、当該都道府県の区域内の軌道を敷設する地が一の指定都市の区域内のみにある軌道に係るものを、指定都市の長が行うものとする。

(第一条第一項関係)

二 その他所要の改正を行うものとする。

第二 軌道法施行令の一部改正

一 この政令により都道府県知事が処理することとされている事務のうち、当該都道府県の区域内の軌道を敷設する地が一の指定都市の区域内のみにある軌道に係るものを、指定都市の長が行うものとする。

(第一条第二項関係)

二 軌道法第三条の規定による特許の申請に際しては、申請書の副本等を都道府県知事に提出するものと

すること。

(第一条第二項関係)

三 その他所要の改正を行うものとする。

第三 都市鉄道等利便増進法施行令の一部改正

一 軌道法第三条の規定による軌道事業の特許を要する速達性向上計画に係る認定の申請に際しては、申請書の副本等を都道府県知事（当該都道府県の区域内の軌道を敷設する地が一の指定都市の区域内のみ）にある場合においては、当該指定都市の長）に提出するものとする。

(第一条第二項及び第四項関係)

二 その他所要の改正を行うものとする。

第四 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律施行令の一部改正

一 軌道法第三条の軌道事業の特許を要する軌道運送高度化実施計画等に係る認定の申請に際しては、申請書の副本等を都道府県知事（当該都道府県の区域内の軌道を敷設する地が一の指定都市の区域内のみ）にある場合においては、当該指定都市の長）に提出するものとする。

(第一条第二項及び第四項関係)

二 その他所要の改正を行うものとする。

第五 都市の低炭素化の促進に関する法律施行令の一部改正

一 軌道法第三条の特許を要する軌道利便増進実施計画に係る認定の申請に際しては、申請書の副本等を都道府県知事（当該都道府県の区域内の軌道を敷設する地が一の指定都市の区域内のみにある場合においては、当該指定都市の長）に提出するものとする。

（第六条第二項及び第四項関係）

二 その他所要の改正を行うものとする。

第六 鉄道線路の道路への敷設の許可手続を定める政令の一部改正

一 この政令により都道府県知事が処理することとされている事務のうち、当該都道府県の区域内の鉄道線路が敷設される道路の区間が一の指定都市の区域内のみにある場合におけるものを、指定都市の長が行うものとする。

（第一条第一項関係）

二 その他所要の改正を行うものとする。

第七 附則

一 この政令は、令和四年四月一日から施行するものとする。

（附則第一条関係）

二 その他所要の改正を行うものとする。